

帝京短期大学動物実験委員会指針

1 目的

本指針は動物実験を計画し、実施する際に倫理的に遵守すべき事項を示すことにより、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を促すことを目的としている。

2 適用範囲

本指針は、帝京短期大学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる動物実験に適用される。

3 実験計画の立案

(1)研究設定

動物実験は、研究目的に必要な最小限の計画にとどめる。このため、代替実験の可否、適正な供試動物種の選択、実験動物数の検討を行うとともに、動物の遺伝学的、微生物学的品質についても検討しなければならない。

(2)苦痛、疼痛対策

ほとんどすべての実験は多少なりとも苦痛を伴うことを認識し、苦痛の程度を評価、把握し、実験計画を検討する必要がある。特に慢性の疼痛を伴う実験である場合には、次項 3-(4)に記した項目に留意して実験計画を立てる。

(3)飼育環境と実験処置

飼育環境の適正な条件の確保と、実験処置の向上にも留意する。

(4)助言

これらのためには、必要に応じて実験動物の専門家の助言を求め、有効、適切な実験が行えるように配慮する。

4 実験操作

実験者は、再現性のある科学的に適正な動物実験を行うためにも、また動物福祉のためにも、適切な麻酔薬などの手段によって動物に無用な苦痛を与えないよう配慮する。このため、必要な場合には、実験動物の専門家、あるいは動物実験委員会の判断を求める。

5 慢性実験での動物管理

慢性実験では、無菌的手術操作に留意し、適切な設備と環境の下に侵襲後の管理をする。必要に応じて鎮痛薬や鎮静剤の使用も含めて苦痛の排除に留意し、個体の健康状態や損傷、感染症の発生等観察を怠らないようにする。

6 慢性の疼痛に対する対策

動物実験が、連続的な電気刺激、炎症、骨折、薬剤、関節炎、皮膚刺激実験などによって、慢性的な疼痛を伴うものである場合、研究者は以下の各項に配慮する。

(1)実験の正当性、必要性を再確認する。

(2)動物が、急性の疼痛からの逃避行動を取ることが出来るように配慮する。

(3)慢性疼痛刺激を受けている動物に対しては、研究目的に支障のない範囲で、疼痛を緩和する対策を講じる。

(4)疼痛が加わる時間は出来るだけ短く、動物数も最少にする。

(5)研究目的にかなう範囲で、出来るだけ下等な動物種を選択する。

7 実験終了後の処置

実験を終了した動物は安楽死の処置を取らねばならない。

8 調査・助言

委員会は、動物実験に対し必要に応じその内容を調査・助言することが出来る。

9 結果の把握

動物実験責任者は、動物実験の結果、経過を速やかに委員会に報告する。

10 教育訓練の実施

動物実験を始めて行う実験責任者・実施者は、動物実験および施設の利用が円滑かつ安全に行われるために、講習会を受ける。

講習会の主な内容：

- (1) 動物愛護の精神について
- (2) 動物実験計画書の作成提出について
- (3) 動物の購入・搬入について
- (4) 実験室の利用方法について
- (5) ビデオ（実験動物の取り扱い）
- (6) その他

11 自己点検・評価及び検証

動物実験等の基本方針への適合性に関し、点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施する。

12 情報公開

動物実験等に関する情報を年1回ホームページ等を利用し、公表する。

13 緊急時の対応

実験動物管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとする。

- (1) 緊急事態が発生した時は、速やかに実験動物の保護に努めること。
- (2) 実験動物の逸走による人への危害の防止に努めること。
- (3) 環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。